

令和6年度 第2回 竹原市都市計画審議会

次 第

日時：令和7年3月19日(水)10:00～
場所：竹原市役所1階第3・4会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 議 事

第1号議案 竹原市立地適正化計画の改定について（諮問）

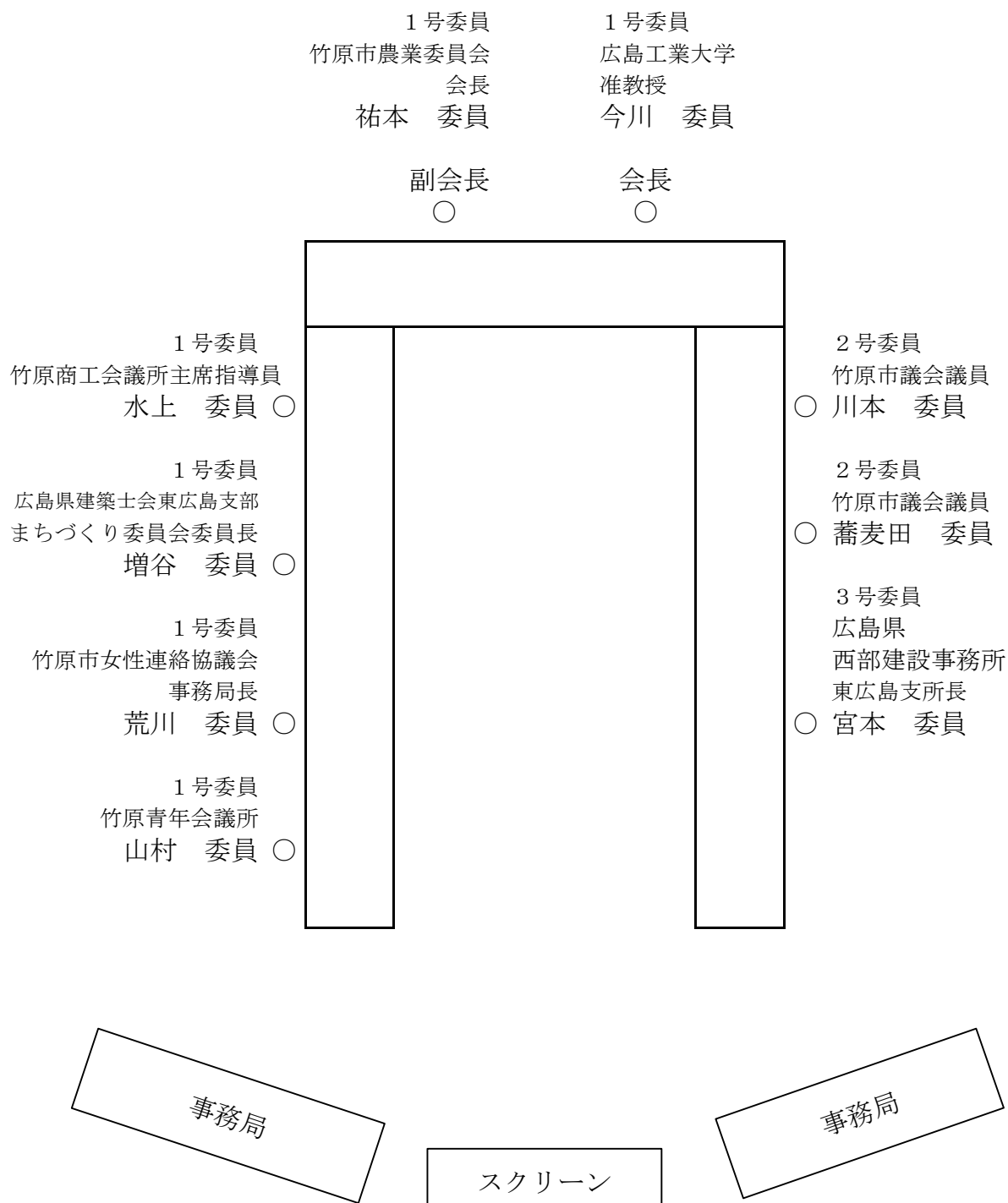
第2号議案 竹原都市計画公園の変更について（諮問）

4 閉 会

<配布資料>

- 次第、配席表、委員名簿
- 竹原市都市計画審議会条例、竹原市都市計画審議会運営規則
- 議案書・目次
- 第1号議案
- 資料1 竹原市立地適正化計画(改定案)概要版
- 資料2 竹原市立地適正化計画(改定案)
- 資料3 住民説明会及びパブリックコメント実施結果
- 第2号議案
- 資料4 竹原都市計画公園の変更について

令和6年度 第2回 竹原市都市計画審議会
配席表



竹原市都市計画審議会委員名簿

氏 名	職 業	任 期
竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第1号委員 (学識経験のある者)		
今 川 朱 美	広 島 工 業 大 学 准 教 授	令和7.2.1～令和9.1.31
祐 本 征 武	竹 原 市 農 業 委 員 会 会 長	令和7.2.1～令和9.1.31
水 上 祐 一	竹原商工会議所主席経営指導員	令和7.2.1～令和9.1.31
増 谷 昌 則	広 島 県 建 築 士 会 東 広 島 支 部 まちづくり委員会委員長	令和7.2.1～令和9.1.31
荒 川 幸 子	竹原市女性連絡協議会事務局長	令和7.2.1～令和9.1.31
山 村 道 雄	(一社)竹原青年会議所理事長	令和7.2.1～令和9.1.31
竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第2号委員 (市議会の議員)		
川 本 円	竹 原 市 議 会 議 員	令和6.12.1 ～令和8.11.30
蕎 麦 田 俊 夫	竹 原 市 議 会 議 員	令和6.12.1 ～令和8.11.30
竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第3号委員 (関係行政機関若しくは広島県の職員又は市民)		
宮 本 伸 治	広 島 県 西 部 建 設 事 務 所 長 東 広 島 支 所 長	令和6.4.1～令和8.3.31
島 谷 健 治	竹 原 警 察 署 長	令和7.3.17～令和8.3.31

○竹原市都市計画審議会条例

昭和57年3月27日条例第2号

改正

昭和61年3月31日条例第5号

昭和62年6月30日条例第14号

平成3年4月1日条例第9号

平成8年9月1日条例第21号

平成10年10月28日条例第19号

平成12年3月17日条例第1号

平成14年9月30日条例第25号

平成28年3月7日条例第9号

竹原市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営をはかるため、竹原市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 6人以内

(2) 市議会の議員 2人以内

(3) 関係行政機関若しくは広島県の職員又は市民 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は、委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に係るある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係るある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月30日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年9月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月28日条例第19号)

この条例は、平成10年11月23日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成10年12月27日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○竹原市都市計画審議会運営規則

昭和59年2月1日規則第1号

改正

平成3年10月14日規則第14号

平成12年3月31日規則第6号

竹原市都市計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹原市都市計画審議会条例(昭和57年竹原市条例第2号。以下「条例」という。)第9条の規定により、竹原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議の招集は、審議会の開会の日前、7日までに、委員及び議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 議事に関係のある臨時委員及び専門委員に支障があるときは、当該臨時委員及び専門委員が行政機関又はこれに類する機関の職員につき委嘱された者である場合は、当該臨時委員及び専門委員が委任する当該機関の職員が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、原則として公開しない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、公開することができる。

2 前項ただし書の規定により会議を公開する場合において、議長は傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(議事録)

第5条 議長は、幹事に議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

3 議事録は、原則として公開しない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、指定する場所において閲覧させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年10月14日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。